

3輸国第3448号

関税割当公表第TWQ-JP10号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和4年度の脱脂粉乳の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる脱脂粉乳の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和3年12月14日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0402.10-129、0402.10-212、0402.10-229、0402.21-212、0402.21-229、0402.29-291）

CPTPP第2章 附属書2-D 付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP10の脱脂粉乳であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402.10号及び第0402.21号の2に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第0402.10号及び第0402.21号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のものを除く。）並びに同法別表第0402.29号の2に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）

に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの並びに同令別表第0402.10号、第0402.21号及び第0402.29号の項で定める数量以内のもの以外のもの。

2 合計割当数量 全乳換算数量23,413 t

3 通関期限 令和5年3月31日

第2 関税割当申請書（農林水産省共通申請サービスによる電子申請を含む。以下同じ。）の受付の担当課

農林水産省畜産局牛乳乳製品課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 令和4年1月11日（火）から同年2月7日（月）まで

(2) 令和4年7月19日（火）から同年7月25日（月）まで

(3) 令和4年12月13日（火）から同年12月19日（月）まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

- 2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書等の提出方法及び留意点

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

なお、申請ページは以下の日時に公開される。

第4の1(1)の期間：令和4年1月4日（火）

第4の1(2)及び(3)の期間：各期間の申請期間開始日

また、電子申請に対する内容の確認期間として、以下の内容確認期間を設ける。

内容確認期間：

第4の1(1)の期間：令和4年1月4日（火）から令和4年1月24日（月）まで

第4の1(2)の期間：令和4年7月13日（水）から令和4年7月18日（月）

まで

第4の1(3)の期間：令和4年12月7日(水)から令和4年12月12日(月)
まで

(1) 内容確認期間内に申請を行った場合

内容確認期間内に申請を行った場合は、随時受付担当課による審査を受け、申請内容に不備がなければ、第4の各期間内に承諾される。

申請内容に不備があれば、第4の各期間内に受付担当課から修正又は差し戻しの連絡がある。

① 修正の連絡を受けた場合

申請者は、第4の各期間内に修正内容を確認し、修正への同意の可否を選択する。同意しなかった場合は、受付担当課から申請が差し戻される。

② 差し戻しの連絡を受けた場合

申請者自らが申請内容を修正し、再度申請を行う。再申請が内容確認期間を過ぎた場合の手順は、(2)を参照する。

(2) 内容確認期間を過ぎて申請を行った場合

内容確認期間を過ぎて申請を行った場合は、第4の各期間終了後に受付担当課による審査を受け、申請内容に不備があれば申請は却下される。
第4の各期間終了後に却下された申請は再提出できない。

また、内容確認期間を過ぎて行われた申請については、第4に定める各期間終了まで審査は行われないので、申請結果に関する問合せは受け付けない。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付の担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（割当対象物品）担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

宛先：kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

第7 提出書類

1 (1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

(2) 証明書分割申請書

ただし、証明書を複数枚に分けて発給することを希望する場合に限り添付し、「証明書番号」欄は元の証明書番号を記載すること。

2 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1-1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

3 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

4 輸入商品説明書（別記様式1-3）

5 販売予定店舗・ECサイト一覧表（別記様式2）

ただし、割当対象物品を自ら店頭又はECサイトで販売しない場合は添付を必要としない。

6 販売の様子が分かる資料（店舗名が写っている外観等の写真又はウェブページの印刷等）

ただし、割当対象物品を自ら店頭又はECサイトで販売しない場合は添付を必要としない。

7 食品等の製造予定製品等一覧表（別記様式3）

工場又は製造施設（レストラン等での製造を含む）ごとに作成する。なお、第5の資格を満たす事業者のうち、登記事項証明書又は団体規約の目的欄、個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄に割当対象物品の販売に該当する記載がない場合は、添付する。

- 8 法人の登記事項証明書の写し、団体規約の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

- 9 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書の写し等）

ただし、申請時点で提出できない場合は、第11に定める期日までに提出する。

- 10 販売予定先の購入意思を証明する書類（発注書の写し等、最も取引数量の多い3者程度）

割当対象物品を自ら他社等に販売する場合は添付する。ただし、申請時点で提出できない場合は、第11に定める期日までに提出する。

第8 割当基準

- 1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、650 t 又は令和4年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和4年2月10日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、650t、使用（販売）計画数量（令和4年8月初日から令和5年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和5年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和4年7月28日（木）午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和4年12月22日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

3 令和2年度に割当対象物品の割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)及び(2)に掲げる期間における申請可能な数量（※）の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。第4の1の(3)に掲げる期間においても、原則として、同様とする。

なお、令和2年11月24日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和4年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

第9 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に発給する（ただし、令和3年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第 10 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

- (1) 割り当てられた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化（割当）率（第 1 の 2 に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
- (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第 11 報告

1 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書の写

し等)を申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。

- 2 割当対象物品を他社等に販売する申請者で、販売予定先の購入意思を証明する書類(発注書の写し等、最も取引数量の多い3者程度)を申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。また、販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類(納品書の写し等、最も取引数量の多い3者程度)を割当対象物品の契約完了後、速やかに提出する。
- 3 1及び2の書類は、電子媒体により提出することができる。
宛先 : kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp
- 4 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数は1通とする。また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は書面による提出において、1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他之事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号)によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない(省令第4条)。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式4）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の申告添付登録（M S X）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 令和4年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が9割未満の者は、令和6年度における申請可能な数量（※）の合計は、令和4年度の消化率の算出に用いた通関数量を使用可能な月数（複数枚の割当てを受けた場合は、最も長い月数。なお、発給月が1日でもあれば繰り上げる。）で除し、関税割当証明書の発給日から使用可能な月数を乗じた数量を限度とする。

（※）令和6年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

ただし、令和4年11月22日（火）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

$$\text{消化率} = \frac{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和4年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

8 本公表による割当ては全乳換算数量により行い、全乳換算数量を算出するための換算係数は、CPTPP第2章附属書2-D付録A第B節に掲げるTWQ-JP10の内容に従う。

| 関税分類番号 | 換算係数 | 関税分類番号 | 換算係数 |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 0402. 10-129 | 6. 48 | 0402. 21-212 | 6. 84 |
| 0402. 10-212 | 6. 48 | 0402. 21-229 | 6. 84 |
| 0402. 10-229 | 6. 48 | 0402. 29-291 | 6. 84 |